



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	十分達成している
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している
役職員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している
財政的関与の見直し	ある程度達成している
人的関与の見直し	十分達成している
経営情報の開示	ある程度達成している

【総 評】

- 当法人は、暴力被害者が気軽に相談できる「駆け込み寺」としての役割を期待されることから、今後も、警察、弁護士会等と役割分担をしながら、住みよい愛媛県の実現に寄与されたい。その際、このような相談窓口があることが県民に十分知られていない面もあるので、相談窓口の県民への周知について一層努めていただきたい。
- 当法人の収入の約3分の2を占める賛助金収入は、当法人が安定・充実して事業を実施するためにはならないものになっていることから、賛助会員の脱会防止のためFAX情報等サービスの充実に努めるとともに、新たな賛助会員獲得にも努めていただきたい。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 役員は26名で、県民総ぐるみ運動を推進する必要から、県内各界の代表が就任している。役員のうち1名は常勤（専務理事）となっている。 役員兼職員1名を含め職員は3名で、必要最小限のスタッフで事業運営を行っている。 	
〔公益法人制度改革への対応〕	
<ul style="list-style-type: none"> 公益法人制度改革への対応については、平成22年12月に公益財団法人へ移行済みである。 	
(2) 経営基盤の充実・強化	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 当法人では、基本財産の運用益によって運営することとして設立されたものであるが、低金利により運用益が減少したことに伴い、平成7年から賛助会員制度を導入しており、改革期間中（平成18年度から21年度までをいう。以下同じ。）法人の収入全体の60～70%を占めている。 改革期間中、賛助金収入及び賛助会員数は平成18、19年と増加したものの、経済不況の波から、平成20、21年度は賛助会員の一時脱会、口数の減少があり、いずれも減少している。このため、当法人では、積極的に勧誘活動を行うほか、脱会防止のためFAX情報等サービスの充実に努めている。 当法人の正味財産増減額は、平成18年度は赤字となったが、同年度途中に基本財産の一部の運用方法を改善したことにより、平成19年度からは黒字を維持している。 当法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき公安委員会から指定を受けた法人で、事業の内容は、同法により規定されているが、更なる経営基盤の充実を図っていくためにも、警察、弁護士会等と役割分担を明確にしつつ、事業を効率的・効果的に執行する必要がある。 	
(3) 役職員数及び給与制度の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 役員数は26名で、改革期間中、1名減った。 職員数は3名（専務理事を兼務する事務局長を含む。）で、改革期間中、変動はない。 給与は県に準じており、給与カットも実施している。 	

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 当法人への補助金はない。 県の財政的関与は、企業や県、市町等の事業所における不当要求防止責任者に対する講習事業に係る委託のみである。 	

暴力団の不当行為が年々悪質巧妙化しているなか、暴力団等からの不当要求への対応を教授する本講習の重要性は高く、今後とも継続して実施する必要があるため、県からの委託料の増額を希望することは理解できるが、厳しい県の財政状況を踏まえ、賛助金収入を増加させるなど、自主財源を確保する法人としての自助努力が望まれるところである。

(2) 人的関与の見直し

【評 価：十分達成している】

- ・ 県職員の派遣については、行っていない。
- ・ 県退職者については、当法人の常勤役員（事務局長）1名、職員2名は全て県警退職者であるが、当法人の事業内容から、専門的知識・技能を特に有する必要があること、県警察との密な連携が必要であることを踏まえ、県警退職者が雇用されることは認められる。
- ・ 県民総ぐるみ運動を推進する必要から、非常勤・無報酬の理事として、県民環境部長が就任している。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示

【評 価：ある程度達成している】

- ・ 経営情報について、法人ホームページにて定款、役員名簿、収支予算書を除き公表している。
- ・ 情報公開要綱を定めている。